

税務情報

2026 年度税制改正関連情報

1. 改正産業競争力強化法 — 施行

2026 年度税制改正において創設された「特定生産性向上設備等投資促進税制」は「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」(以下、「改正産業競争力強化法」)に基づき経済産業大臣による確認を受けること等がその適用の前提とされています。

改正産業競争力強化法は 6 月 5 日の[官報号外第 125 号](#)において公布されましたが、7 月 31 日、その施行期日を 2026 年 7 月 31 日と定める「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が[官報号外第 172 号](#)において公布されました。

また、同日の官報において、改正産業競争力強化法に関連する以下の政省令及び告示のほか、未公布となっていた「特定生産性向上設備等投資促進税制」に係る租税特別措置法施行規則も併せて公布されています。

- 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
- 産業競争力強化法施行規則及び産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令
- 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 59 条第 1 項の要件を定める省令の一部を改正する省令
- 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 6 条の 4 第 5 号の経済産業大臣が定める日等に関する告示
- 事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示

上記の「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 59 条第 1 項の要件を定める省令の一部を改正する省令」には、「特定生産性向上設備等投資促進税制」の対象設備となる「特定生産

性向上設備等」に該当するための基準や設備投資計画の経済産業大臣による確認手続のほか、繰越税額控除制度の適用要件とされる事業適応計画の類型である「国際経済事情激変事業適応計画」の認定要件等が示されています。

《参考》

改正産業競争力強化法及び関係政令の新旧対照条文等は、経済産業省の以下のページからご覧いただけます。

- [「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました](#)
- [「経済社会情勢の変化を踏まえた基調の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が閣議決定されました](#)

2. 特定生産性向上設備等投資促進税制 – 申請受付開始

改正産業競争力強化法の施行を受け、経済産業省は 7 月 31 日、同省の以下のページにおいて「特定生産性向上設備等投資促進税制」の確認等の申請受付を開始したことを公表しました。

■ [大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）の申請受付開始について](#)

また、本税制に関する以下のページを開設し、申請書類様式等を公表しました。

■ [大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）](#)

申請は原則として WEB 申請で受付が行われる旨や申請手続に関する操作マニュアルが案内されています。

3. オープンイノベーション促進税制に関する申請ガイドライン等 – 公表

2026 年度税制改正では、事業会社とスタートアップ企業の協業のさらなる促進やスタートアップ企業の出口戦略の多様化を後押しする観点から、「オープンイノベーション促進税制」に係る M&A 型について、従来から対象とされていた議決権の過半数の発行済株式を取得する場合（以下、「マジョリティ型」）に加え、議決権の 50% 以下の発行済株式を取得し、その株式の取得日から 3 年を経過する日までに議決権の過半数を有することとなることが見込まれる場合（以下、「マイノリティ型」）についても新たに本税制の対象とされることとなりました。

また、新規出資型及び M&A 型におけるマジョリティ型の 1 件当たりの株式取得価額の下限額が引き上げられる見直し等も行われています。

上記の改正を受け、経済産業省は 7 月 28 日、本税制に関する情報を集約している「[オープンイノベーション促進税制](#)」のページに改正内容を反映した本税制に関する以下の 2 つの申請ガイドラインを公表しました。

■ [オープンイノベーション促進税制（新規出資型）申請ガイドライン（D）](#)（PDF 3,577KB）

2026 年 4 月 1 日以降に出資する案件に対応した新規出資型に係る申請ガイドライン（全 80 ページ）で、本制度の①対象法人要件、②スタートアップ企業要件、③出資要件及び④手続等について、図表や FAQ を交えて網羅的に解説されています。

■ [オープンイノベーション促進税制（M&A 型）申請ガイドライン（B）](#)（PDF 5,906KB）

2026 年 4 月 1 日以降に株式の取得をする案件に対応した M&A 型（マジョリティ型及びマイノリティ型）に係る申請ガイドライン（全 107 ページ）で、本制度の①対象法人要件、②スタートアップ企業要件、③M&A 型要件及び④手続等について、図表や FAQ を交えて網羅的に解説されています。

なお、上記のページには申請ガイドラインのほか、以下の 3 つの概要資料や関係法令、申請様式等も掲載されています。

- [オープンイノベーション促進税制（新規出資型）の概要](#)（PDF 312KB）
- [オープンイノベーション促進税制（M&A 型）の概要](#)（PDF 434KB）
- [オープンイノベーション促進税制 2026 年 4 月 1 日以降の主な変更点（令和 8 年度税制改正）](#)（PDF 399KB）

2026 年度税制改正における「特定生産性向上設備等投資促進税制」の創設及び「オープンイノベーション促進税制」の改正の概要については、2025 年 12 月 25 日発行の KPMG Japan Tax Newsletter「[2026 年度税制改正大綱](#)」（PDF 820KB）でお知らせしています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8007

京都府京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60

日本生命四条ビル6F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.